

- |                  |           |
|------------------|-----------|
| 1. ご挨拶           | 弁護士 中本 和洋 |
| 2. 日本版司法取引について   | 弁護士 鷹野 俊司 |
| 3. 消費者契約法の改正について | 弁護士 大高 友一 |
| 4. 成年後見人のつぶやき    | 弁護士 倉橋 忍  |
| 5. 相続法改正について     | 弁護士 鍵谷 文子 |
| 6. カリフォルニア留学便り   | 弁護士 堂山 健  |
| 7. 入所のご挨拶        | 弁護士 太田 健二 |

## ご挨拶



所長 弁護士

中本 和洋

### 寒中お見舞い申し上げます。

皆様には、お元気で新年をお迎えになったこととお慶び申し上げます。私も元気で新年を迎えることができました。

去年は、大阪北部地震、西日本豪雨、北海道胆振東部地震等の自然災害の多い年でした。今年も、災害の起こらない年であることを祈念致します。また、去年は、官僚の不正、不祥事が頻発し、「政と官」のあり方が問われた年でした。公務員の官邸に対する忖度や、公務員としての倫理観念の欠如が原因と言われています。当面の対策として、内閣人事局のあり方の見直しと、公文書管理の強化と改ざん防止策が必要です。さらに、このよう

な現状を改善するためには、司法の役割が重要であり、行政訴訟法の改革をはじめとする司法制度の強化、見直しが求められます。そして、メディアや国民によるチェック機能の強化も引き続き重要です。

2020年のオリンピック、パラリンピックの開催、2025年の大阪万博等、これから世界の注目が日本に集まります。これまでどの国も経験したことのない、少子、高齢化という難題を克服し、希望にあふれる日本を建設していかなければならないと考えています。私も、いましばらく、残された司法問題に取り組んでまいります。

皆様の本年一年のご健勝を心より祈念致します。

## 1. 総論

昨年は、日本版司法取引といわれる制度が施行され、その適用事例が注目を集めました。

司法取引は、被疑者又は被告人が、検察官による捜査や訴追に対して協力を行うことにより、被疑者又は被告人の刑事処分について有利な取り扱いを受ける制度です。組織的な犯罪等の事案解明のためには、組織内の関係者から供述等の証拠を得ることが必要な場合が多くありますが、これまではその証拠を得る手段として、取調べに依存する傾向がありました。しかし、近時は、組織的な犯罪等において取調べにより供述を得ることが困難になってきていることや、供述を得るために無理な取調べが行われることに対する社会的非難も高まってきております。そのような背景の中で、取調べに過度に依存した捜査や公判のあり方を抜本的に見直し、証拠収集方法の適正化・多様化を図るための方策としてこの制度が導入されました。

司法取引には、①被疑者・被告人が他人の刑事事件の捜査・公判に協力することにより自己の刑事事件において有利な取り扱いを受けるものと、②被疑者・被告人が自身の犯罪を認め又は有罪の陳述をすることと引換えに自身の刑事手続において有利な取り扱いを受けるもの（自己負罪型といわれます）がありますが、今回わが国で導入されたのは①の類型のみです。②の自己負罪型の司法取引は、アメリカなどでは多く行われておりますが、これについては導入が見送られております。

## 2. 対象となる犯罪

司法取引は、すべての犯罪に適用されるもの

ではありません。対象となる犯罪は、一定の財政経済犯罪及び薬物銃器犯罪のうち、死刑または無期の懲役・禁固に当たらないものとされています。財政経済犯罪では、①刑法上の犯罪として、強制執行妨害の罪、文書偽造の罪、有価証券偽造の罪、支払用カード電磁的記録に関する罪、贈収賄関係の罪、詐欺及び恐喝の罪、横領の罪、②組織犯罪処罰法の罪として、組織的な強制執行妨害関係の罪、組織的な詐欺及び恐喝の罪、犯罪収益隠匿・收受関係の罪、そのほかに③租税に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律又は金融商品取引法の罪その他の財政経済関係犯罪として政令で定めるものがあります。また④上記①ないし③の犯罪に関わる司法妨害の罪（犯人蔵匿、証拠隠滅、証人等威迫、証人等買収等）も対象となります。そして、薬物銃器犯罪としては、爆発物取締罰則、銃砲刀剣類所持等取締法、大麻取締法、覚せい剤取締法等々の違反行為が対象となります。

被疑者・被告人及び他人の刑事事件がともに上記の特定犯罪に係るものである必要があります。

## 3. 被疑者・被告人の協力的行為

被疑者・被告人は、他人の刑事事件について、検察官に協力的行為を行うことによって、有利な取り扱いを受けることとなります。その協力的の方法は以下の通りです。①被疑者又は参考人取調べに際して真実の供述をすること、②法廷において証人として真実の証言をすること、③証拠の提出その他の必要な協力的をすることであり、このうちのどれかを行うことが協力的行為となり

ます。

協力行為を行う被疑者・被告人には、個人だけでなく法人も含まれると解されています。わが国の刑事法上、犯罪を犯すのは自然人であり、法人自体が犯罪を犯すとは考えられていませんが、法人も両罰規定（法人の代表者や代理人等が犯罪を犯したときに、その行為者とともに法人を処罰する規定）により被疑者や被告人になることがあるからです。

#### 4. 検察官による処分の軽減等

検察官は、被疑者・被告人が協力行為を行う場合において、その証拠の重要性や関係する犯罪の軽重等の事情を考慮して、必要と認めるときに、被疑者・被告人と司法取引を行い、被疑者・被告人に対して有利な取り扱いを行うこととなります。検察官としては、被疑者・被告人の刑事事件について、処分の軽減を行ってもなお、他人の刑事事件について協力を得る必要があるかどうかを検討した上、処分を行うこととなります。

検察官の処分としては、被疑者に対して公訴を提起しない処分をしたり、即決裁判手続や略式手続などの簡易で法律上刑の上限が制限されている刑事手続を選択すること、被告人に対して公訴を取り消したり、公判手続において被告人に有利なように主張を変更したり、求刑意見を述べたりすることです。

#### 5. 合意の方法

合意をするかどうかを決めるための協議の段階から常に被疑者・被告人の弁護士が関与することが必要であり、合意が成立するためには、弁護人の同意が必要となります。そして合意が

成立した場合には、検察官、被疑者・被告人及び弁護士が連署した書面でその内容を明らかにすることになります（合意内容書面）。この書面には、被疑者・被告人の事件及び他人の刑事事件を特定した上で、被疑者・被告人がなすべき協力行為および検察官が行うべき処分の軽減等の内容が記載されます。

合意内容書面は、被疑者が起訴された場合にはその公判手続の中で、他人の刑事事件において被疑者・被告人の供述が使用される場合等にはその公判手続の中で、取調請求がなされることとなります。

#### 6. 司法取引に関する問題点

本件のような司法取引は、被疑者・被告人が、他人の刑事事件の捜査等に協力を行うことによって、自身の刑事処分について有利な取扱いを受ける制度であるため、被疑者・被告人が虚偽の供述をして第三者を巻き込む危険性が強く指摘されております。

これに対応するために、合意に基づく供述等が他人の公判で用いられるときは、合意内容書面が当該他人や裁判所にも明らかにされる仕組みになっており、そして合意には必ず弁護士の立会が必要となり、また合意に反して捜査機関に虚偽の供述をした場合に刑事罰が科されることになっております。しかし、これが虚偽供述に対する十分な抑止力になるかどうかについては疑問も持たれております。本手続の運用に当たっては、十分に慎重な配慮が求められているところであります。



平成30年通常国会において消費者契約法の一部を改正する法律が成立しました(平成31年6月15日施行予定)。消費者契約法は、消費者と事業者との間で締結される消費者契約に関して、事業者による不当な契約条項の使用や不当な勧誘行為を規制し、消費者の利益を守るための民事ルールです。今回の消費者契約法改正(第2次改正)は、平成28年の第1次改正(平成29年6月施行)に続くもので、不当勧誘に該当する行為の追加を中心とした改正がなされています。本稿では、この消費者契約法第2次改正の概要をご紹介します。

## 1. 不当勧誘行為類型の追加及び要件の緩和

消費者契約法では、事業者が不当な勧誘行為を行い、その結果として消費者と契約を締結したような場合、消費者は契約を取り消すことができるものと定めています。今回の改正では、このような不当勧誘行為のうち消費者に「困惑」を生じさせる類型に大幅な追加がなされたほか、「不利益事実の不告知」に関する要件の緩和がなされています。

### (1) 「困惑」類型の追加

改正法では、以下の6項目の新たな「困惑」を生じさせる不当勧誘行為類型が追加されました。

### ① 不安をあおる告知

消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから、進学・就職等の社会生活上の重要な事項もしくは容姿・体型等の身体の特徴・状況に関する重要な事項に対する願望の実現に過大な不安を抱いていることを知りながら、事業者がその不安をあおり、正当な理由もなく、契約の目的となるものがその願望実現のために必要であると告げること(改正法4条3項3号)。

これはエステや就職セミナーなどで、消費者の不安をあおり、その不安につけ込んで化粧品や情報商材などを売り込む商法などを主にターゲットにしたものです。

### ② 恋愛感情等に乗じた人間関係の濫用

消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから、勧誘者に対して恋愛感情等の好意の感情を抱き、当該勧誘者も同様の感情を抱いているものと誤信していることを知りながら、事業者が、これに乗じて、契約を締結しなければ当該勧誘者との関係が破綻することになる旨を告げること(同4号)。

これは、消費者が営業担当者に恋愛感情等を有していることにつけ込んで、商品等を売り込むいわゆるデート商法を主にターゲットとするものです。

### ③ 加齢等による判断力の低下の不当な利用

消費者が、加齢・心身の故障によりその

判断力が著しく低下していることから、生計・健康等に関して、現在の生活の維持に過大な不安を抱いていることを知りながら、事業者が、その不安をあおり、正当な理由もなく、契約を締結しなければ現在の生活の維持が困難となる旨を告げること(同5号)。

これは、高齢者を中心に判断力が低下した消費者を狙って、その判断力低下につけ込んで不安をあおって売り込む商法を主にターゲットにしたものです。

#### ④ 靈感等による知見を用いた告知

事業者が、消費者に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、そのままでは消費者に重大な不利益が生じることを示してその不安をあおり、契約を締結することにより確実にその不利益を回避することができる旨を告げること(同6号)。

これは、いわゆる靈感商法をターゲットにしたものです。これまでは「貴方には悪霊が取り憑いている」などといった勧誘方法については、それが事実でないことを証明することが必ずしも容易ではありませんでしたが、今回の改正法により救済の道が広がります。

#### ⑤ 契約締結前に契約内容の一部を実施

消費者が契約の申し込みまたは承諾の意思表示をする前に、事業者が契約内容の一部を実施し、その実施前の原状の回

復を著しく困難にすること(同7号)。

これは、いわゆる「さおだけ商法」のように消費者が契約を承諾する前に契約作業を行ってしまい、それによって断りにくくして契約締結をせまるような商法を主にターゲットにしたものです。

#### ⑥ 契約締結前に行った営業活動への補償請求等

消費者が契約の申し込みまたは承諾の意思表示をする前に事業者が行った営業活動に関して、正当な理由もなく、当該消費者のために特に行ったものである旨もしくはその営業活動により生じた損失補償を求めること(同8号)。

これも「さおだけ商法」と同様に、消費者が契約を承諾する前にいろいろなサービスを提供し、それによって断りにくくして契約締結をせまるような商法を主にターゲットにしたものです。

#### (2) 「不利益事実の不告知」の要件緩和

「不利益事実の不告知」による取消権は、事業者が一定の事項に関して消費者の利益になるような説明をしながら、それに付随する不利益な事実を説明しなかったような場合に認められる取消権です。例えば、南側に新しい高層マンションの建築計画があることを知りながら、日当たりが良いなどといって分譲マンションの購入を勧めるような場合がそれにあたります。現行法ではこの「不利益事実の不告知」による取消が認め

られるためには「不利益事実の不告知」につき事業者が故意があったことが必要とされており、このことが取消権の行使を妨げているとの指摘がなされていました。

そこで、改正法では、事業者の故意に加えて重過失があった場合にも取消権の行使ができるものとされました。この改正により、「不利益事実の不告知」の活用がより進むことが期待されています（改正法4条2項）。

## 2. 無効となる不当な契約条項類型の追加

### (1) 消費者の後見等を理由とする契約の解除

居住用建物の賃貸借契約など一般に利用されている契約書の中には、消費者が成年後見等の審判を受けたことを契約解除事由と定めているものが少なくありません。しかしながら、成年後見制度の理念からすると、単に消費者が成年後見等の審判を受けたことの一事をもって事業者が契約を解除できるものとするのは不当性が高いものと考えられます。

そこで、改正法は、事業者に対し、消費者が後見、保佐、補助開始の審判を受けたことのみを理由とする解除権を付与する条項を無効とするものとししました（改正法8条の3）。

### (2) 事業者が自らの責任を自ら決める条項 現行法でも事業者の損害賠償責任を免

除する条項や消費者の解除権を放棄させる条項は無効とされています。しかしながら、「当社が過失のあることを認めた場合に限り、当社は損害賠償責任を負うものとします」といった条項のように、一見、免責条項ではないような体裁を取りながら、その責任の有無の判断権を事業者に留保することによって、実質的に免責条項と同様の機能を果たしうる条項が用いられることがあります。

こういった条項は現行法で無効とされる免責条項等と同様に不当性が高いと考えられることから、改正法では、事業者が自らの責任の有無等や消費者の解除権の有無を決定する権限を付与する条項を無効とするものとししました（改正法8条、8条の2）

## 3. 事業者の努力義務内容の明確化、具体化

改正法では、消費者と事業者との間には情報力や交渉力の格差があること、また知識や経験は消費者によって様々であることを踏まえた事業者の努力義務が追加されました。具体的には、①事業者は、契約条項を作成するにあたり、その解釈について疑義が生じない明確なもので、かつ平易なものとなるよう努めること、②事業者は、契約の目的となるものの性質に応じ、個々の消費者の知識・経験を考慮した上で必要な情報の提供に努めること、とされています（改正法3条1項）。



## 成年後見人のつぶやき

弁護士 倉橋 忍

今回は、成年後見人のつぶやきと題してつぶやきます。

私は、現在、成年後見人、後見監督人、任意後見監督人に就任しています。また、先日終わりましたが、後見制度支援信託を利用する後見人(リレー型)も経験しました。以下におきましては、成年後見人として大事と思うところを述べさせて頂きたいと思います。

### 1. 子らとの意思疎通が大事であること

成年後見人は、裁判所から選任されるものですから、本来、被後見人(親)にとってベストと思うことを淡々とすればいいとも考えられます。しかし、そうするとうまくいきません。財産は、被後見人(親)のものであり、子らはあくまで推定相続人ですが、将来的には、直接の利害関係が生じるものです。また、子らにも親(被相続人)に対する思いがあります。血のつながり、何十年という時間の積重ねですね。これが、親の望むことだという、子の思いを無視して進めていけるのかという疑問が生じてしまいます。そういう意味で子らとの意思疎通が極めて大事であると思います。

私は、子らと時間をかけてお話をするようにしています。

### 2. 被後見人に会いに行くことが大事であること

成年後見人の義務として、被後見人の身上監護があります。ただ、身内でもないため、会いに行ってもどれくらい話すことがあるのか。また、痴呆状態の場合は、どうにもならないのではないか。とも思われます。むしろ、しっかりした施設に入ってもらい十分看護できる体制を組む方が大事だともいえます。気持ちよく生活してもらえますから。しかし、体制さえ組めばあとは施設に任せて月々の必要な費用を支払うということだけでいいのか、疑問に思っています。会って初めて今の状態がわかります。前回と比較することもできます。散髪とかも頼むだけでいいのか。女性の場合、散髪中も鏡を真剣に見ておられます。自分がかわいくなっていく様をワクワクしながら見ておられるのかな、こんなことも、現地に行ってもそわかるような気がします。こういう意味からも被後見人に会いに行くことが大事だと思います。

法律が予定する成年後見人等の任務をきちんとこなすこと、更にもう一步関与すること(人と人の繋がり、家族の問題)が大事と考えています。もちろん過度な関与は駄目だと思います。バランスですね。

前号まで、債権法の主な改正テーマ(2020年4月1日施行)を取り上げてまいりましたが、2018年7月13日、約40年ぶりに相続法の改正が公布されましたので(原則として2019年7月1日施行(一部例外あり))、今回は、相続法改正の主な項目をご紹介します。

## 1. 配偶者の居住権を保護するための方策

### (1) 配偶者短期居住権(新民法1037条~1041条)

被相続人(亡くなった方)名義の不動産に夫婦で住んでいた場合、残された配偶者に最低6ヶ月間の短期居住権を認める制度です。

具体的には、配偶者が、相続開始時に、相続財産に属する建物に無償で居住していた場合は、以下の期間、無償で使用(居住)する権利が認められます。

① 遺産分割により居住建物の帰属が確定するまでの間(最低6ヶ月間)

② 居住建物が第三者に遺贈されていた場合や配偶者が相続放棄した場合は、新所有者から居住権の消滅請求を受けてから6ヶ月間

なお、配偶者は、従前の用法に従って使用することができますので、例えば、店舗権住宅の場合には、従前どおりの方法で店舗として使用することもできます。

### (2) 配偶者居住権(新民法1028条~1036条)

(1)に加え、配偶者の居住権を長期的に保護する制度として、「配偶者居住権」が新設されました。

具体的には、配偶者が、相続開始時に、相

続財産に属する建物(建物の一部でも可)に居住していた場合は、遺産分割(相続人全員の合意又は審判)や遺贈により、終身又は一定期間、無償で建物全部を使用収益(居住)する権利を取得することができます。

遺産分割の際に配偶者居住権の財産的価値分を取得することになります。配偶者居住権は、一般的には、不動産の所有権よりも評価額が低くなりますので、余った枠で他の財産(預金など)を確保することもできることになります。

(3) 上記の2つの制度については、2020年4月1日の施行が予定されています。

## 2. 遺産分割に関する見直し

### (1) 配偶者保護のための方策(持戻し免除の意思表示の推定)(新民法903条4項)

現行法では、自宅不動産を配偶者に生前贈与していた場合、遺産分割のなかで当該生前贈与が特別受益とみられ、生前贈与を受けた配偶者の、他の財産(預金など)の取得分が少なくなってしまうことがありました。

今回の改正では、婚姻期間が20年以上の夫婦間で、居住用不動産の遺贈又は生前贈与があった場合は、特別受益の考え方が適用されない(持戻し免除の意思表示があったと推定される)ことになりました。

### (2) 未分割預貯金の仮払制度(新民法909条の2)・一部分割(新民法907条)

現行法のもとでは、預金も遺産分割の対象となりますので、遺産分割協議が調うまでの

間は、被相続人名義の預金を出金することができません（最判平成28年12月19日参照）。しかし、それでは、葬儀費用や家族の当面の生活費等を出金できず困るケースがあります。

今回の改正では、預貯金債権額×1/3×法定相続分（ただし、同一の金融機関に対しては150万円が上限）を、単独で、家庭裁判所の判断を経ずに、出金できることになりました。

また、相続人全員が合意すれば、相続財産の一部を先行して分割することもできます。合意できない場合は、家庭裁判所に一部分割の審判を求めることもできるようになりました。

### (3) 遺産分割前に遺産に属する財産を処分した場合の遺産の範囲（新民法906条の2）

遺産分割前に遺産に属する財産が処分された場合、共同相続人全員（処分者を除く）の同意により、処分された財産が残っているものとみなして、遺産分割協議をすることができます。

現行法のもとでは、遺産分割とは別途、処分者に対して不法行為や不当利得に基づく請求をする必要がありましたが、改正により、遺産分割協議のなかで解決することができるようになりました。

## 3. 自筆証書遺言の方式緩和（新民法968条）、遺言書の保管制度（遺言書保管法）

自筆証書遺言は、全文・日付・氏名を全て自署することが求められます（民法968条1項）。今回の改正でもこれらを自署しなければならないこ

とは変わっていませんが、自筆証書遺言に添付する財産目録を、パソコンで作成してもよいことになりました。不動産の登記事項証明書や通帳の写しを添付して財産目録とすることもできます。ただし、この方法を取る場合、各ページに署名押印が必要です（新民法968条2項）。

また、自筆証書遺言を遺言者の住所地・本籍地、所有不動産の所在地を管轄する法務局で公的に保管してもらうことができるようになりました。この場合、相続開始時の検認手続（民法1004条）は不要になります。

自筆証書遺言の方式緩和については、2019年1月13日から施行されます。

上記のほかにも、相続人以外の親族（相続人の配偶者など）が被相続人に無償で療養看護を行った場合に特別寄与料を請求できる制度の新設（新民法1050条）、遺言執行者の権限の明確化（新民法1007条、新民法1012条～1016条）、遺留分侵害請求の法的効果の変更（物件的効果ではなく、金銭請求権が発生する）（新民法1046条）、遺留分の算定方法の変更（新民法1044条～1046条）など、改正項目は多岐にわたります。

この機会に、相続の準備、実際の相続発生時の対応など、お困りのことがございましたら是非ご相談ください。





昨年8月からカリフォルニア大学バークレー校のロースクールに留学しております。渡米してから11月中頃までには、一度も傘を差すことがない好天に恵まれました。しかし、(あるいはそれゆえに)空気が乾燥しきっており、ニュースにもなった史上最大の山火事に見舞われることになりました。本記事を執筆している頃には、煙害により大学が閉鎖されるという残念な事態も発生しました。

さて、大学では国際法の科目を中心に履修しています。当校は人権法の分野で名高く、私が秋学期に履修した国際人権法の講義では、最先端のテーマが扱われていました。例えば、昨年度は外国人不法行為法(Alien Tort Statute)に基づく外国企業に対する請求を否定的に解した米国最高裁判決(Jesner v. Arab Bank, PLC・April 24, 2018)があったのですが、これについて、実際に当事者を代理した実務家を授業に招聘するなど、生きた知識が提供されています。

なお、外国人不法行為法とは、「合衆国の条約または諸国民の法」(諸国民の法は国際法を指す古語)に違反して行われた不法行為について、連邦地方裁判所が管轄権を持つことを定めた18世紀の古い法律です。

この法律は長らく死文化していましたが、1970年代になってから、アメリカに亡命した元独裁者等がその在任中に行った拷問・虐殺などについて、国際法違反の責任を追及する手段として「再発見」されました。

そして、法文上は、同法の対象から企業が除

外されていないことから、1990年代から多国籍企業が行う人権侵害(例えば、発展途上国における児童労働の使用)についても、同法を利用して責任を追及する動きが広がりました。同法が企業に対する責任追及を認める趣旨かについて下級審の判断は分かれていました。

今回のJesner v. Arab Bank判決は、外国企業(foreign corporations)は同法の対象とならないとしたものです。米国企業については今後の最高裁の判断を待つこととなります。

同法に基づく請求は、多国籍企業の人権侵害への対抗として、効果的な手段となることを期待されていたため、本判決で、その利用が大幅に制限されたことは被害者側代理人からは残念なことと受け止められています。しかし、視点を変えれば、判例変更等がない限り、少なくとも日本企業が同法に基づいて直接に賠償請求されることは無くなったものと思われれます。

今年1月から始まる春学期でも引き続き研究を深め、帰国後に役立つ知見を身に付けたいと考えております。今後ともご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

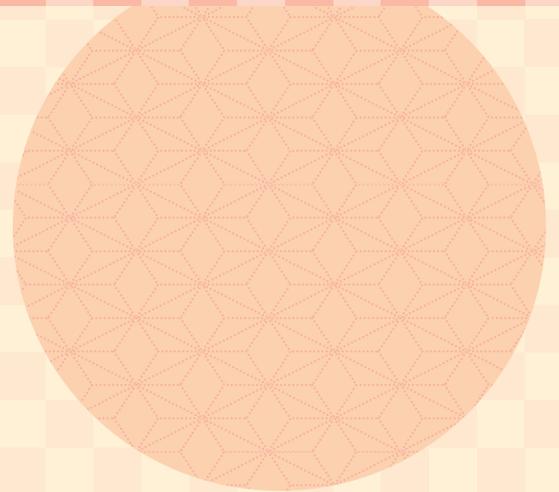
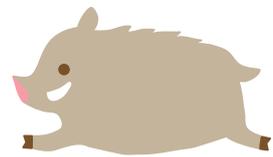


## 入所のご挨拶

弁護士 太田 健二

1月から東京事務所に入所いたしました太田健二と申します。平成14年から検事をしておりましたが、昨年12月を持ちまして検察庁を退職し、当事務所に加入いたしました。

平成14年以降、東京や大阪、神戸、高松、広島、九州の各検察庁に勤務し、刑事事件の捜査や公判(刑事裁判)を担当したほか、その間、当事務所(大阪事務所)で2年間勤務し、また、訟務検事(国の訴訟の代理人)として4年間、民事訴訟や行政訴訟、租税訴訟といった各種訴訟や国の諸々の法律問題に携わってきました。民事・刑事・行政にかかわる、多様な法律問題を取り扱ってきた経験を生かし、今後は、紛争処理や予防、危機管理などの面から、クライアントの皆様のお役に立てるよう日々邁進していく所存でございますので、お気軽にお声をかけていただければと思っております。よろしく願いいたします。



## 中本総合法律事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満5丁目9番3号 アールビル本館5階

TEL:06-6364-6241 FAX:06-6364-6243 E-mail:info@nk-law.gr.jp

中本和洋・倉橋 忍・鷹野俊司・豊島ひろ江・宮崎慎吾・黒柳武史・鍵谷文子・上田倫史  
朝倉 舞・幸尾菜摘子・堂山 健・皆川征輝・中本隆久

## 中本総合法律事務所 東京事務所

〒107-0051 東京都港区元赤坂1丁目3番9号 K-Frontビル4階

TEL:03-5771-6248 FAX:03-5771-6249 E-mail:mail@nk-law.gr.jp

三木 剛・大高友一・太田健二・佐藤 碧

<http://www.nakamotopartners.com>

©中本総合法律事務所